

高額療養費制度の自己負担限度額引上げの凍結を求める意見書

高額療養費制度は、医療費が1か月の自己負担限度額を超えた場合、申請により超過分を払い戻すものであり、特に治療が長期にわたる方々などにとって「命綱」とでも言うべきものである。しかし、政府は、高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担限度額を引き上げようとしている。

自己負担限度額の引上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者や家族に莫大な影響を及ぼすこととなり、不適切である。また、がんや難病等の患者の方々からは、「治療が受けられなくなるのでは」、「生活が成り立たなくなるのでは」等々の声が数多く上がっている。命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴くこともなく、拙速に進めようとした政府の決定プロセスは不適切と言わざるを得ない。

現在、税と社会保険料負担を合わせた国民負担率は50%に迫る勢いであり、賃上げが物価上昇に及ばず、可処分所得は減っている。こうした中で、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げは、生死に直結する治療を必要とする方々に、治療の中止を強いるようなものであり、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、政府に対し、高額療養費制度の自己負担限度額引上げを凍結し、持続可能な制度の構築に向けた議論を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 熊切和人